

## [ 14 ] 規約検討委員会

委員長 安達 康子

### 1. 委員会開催状況

1) 委員会 1回

#### 2) 検討事項

- (1) 代議員制の導入に伴う諸規定の改正について(概要)
- (2) 定款細則の一部改正について(案)
- (3) 規定の新設と一部改正について
  - ① 代議員選任規程の新規制定について(案)
  - ② 選挙及び選挙管理委員会に関する規程の一部改正について(案)
  - ③ 代議員選挙施行細則の新規制定について(案)
  - ④ 総会議事運営規程の一部改正について(案)

### 2. 活動報告

令和4年度通常総会において、代議員制導入に伴う定款の変更(案)が可決承認された。実際に、本会に代議員(以下、「本会代議員」という。)を置くためには、候補者の推薦や立候補の方法、選挙の実施方法等を定める必要がある。それらを定めた定款細則の一部改正、関係諸規定の新設と一部改正について、事務局より概要説明を受けた後、協議を行った。

#### (1) 地区支部が行う候補者推薦について

地区支部には、それぞれ役員等の当番を決める仕組み(輪番制等)がある。会員施設に役が回るように計画を立てているが、会員数が少ない施設や小規模施設には頼みにくい現状がある。また、どの職種の人がどの会員施設に所属しているのかもわからない。そのような中、満遍なく会員施設から本会代議員の候補者を推薦するのは難しい。協会である程度選任の仕方について道筋を決めることが必要だ。

#### (2) 地区支部役員の負担に対する配慮について

地区支部の役割は、候補者の推薦だけではなく多岐に渡る。年々、医療現場の管理も大変さが増しており、地区支部役員の負担を懸念する。また、地区支部では、直接個人会員から意見を吸い上げたり、情報を伝えることは難しく、負担の大きさを踏まえ一定の配慮を求める。

#### (3) 情報伝達の方法について

施設会員代表者は次々に交代していく。情報伝達先に戸惑うこともある。全会員に向けての情報発信について、ある程度システムづくりが必要だ。

#### [事務局からの回答]

- ・ 現場において円滑に候補者を選出できるよう、具体的な仕組みをいくつか例としてお示しし、各地区支部の実情に応じて活用いただけるマニュアルを事務局で作成する。また、各地区支部における会員施設の状況(会員数や職種等)についても、地区支部に適宜情報提供していく。
- ・ 本会代議員になる方法は地区支部からの推薦と立候補の2通りであるが、この二つがうまく機能する方法を事務局で構築する。
- ・ 情報発信は、令和5年度にホームページに新設する専用コンテンツを使い、協会から行っていく。また、会員ひとりひとりに配付する機関紙「よかナース」に、選挙公示や推薦に関する情報等を掲載することで、周知に努める。

上記の3つの意見に対する事務局からの回答を踏まえ、定款細則をはじめ5本の規定を理事会に提出することを承認した。